

特記仕様書

この仕様書は、岡山市土木工事共通仕様書及び公園緑地・街路樹等管理業務委託仕様書によるほか、以下とする。

- 1 業務名 別冊の設計図書（委託数量総括表）のとおり
- 2 業務の目的 別冊の設計図書（委託数量総括表）のとおり
- 3 履行場所 別冊の設計図書（委託数量総括表）のとおり
- 4 履行期限 令和 9年 3月 31日まで
- 5 業務の内容 別冊の設計図書（委託数量総括表）及び本仕様書、岡山市公園緑地・街路樹等管理業務委託仕様書等のとおり。
- 6 業務責任者及び技術者 受託者は、契約締結後速やかに業務責任者及び技術者を選び、届け出をおこなうこと
- 7 その他
 - 1) 受託者は、作業着手前に計画工程表を、作業完了後に実施工程表を提出するものとする。さらに、月別の作業報告、予定表を毎月初めに提出すること。
 - 2) 受託者は、所定の報告書、記録写真を9月末に第1回目を、工期末に第2回目（最終）を提出すること。なお、写真管理にあたっては、日時、場所、作業名等記入のうえ撮影すること。
 - 3) 受託者は、定期的な巡視を行い、管理に支障のないように努めること。
 - 4) 受託者は管理作業にあたり必要な道路使用許可、消防署等、必要な官公署への届け出を行うこと。
 - 5) 台風等の緊急時には、市（担当課）と密接な連携をとりながら、緊急の巡視体制を組み、災害、事故等に速やかに対応できるようにすること。

6) 巡視時に樹木等の枯損を発見した場合は、速やかに監督員に報告のうえ、監督員の指示に従い、適切な処理を行うこと。また、枯枝等は速やかに処理するとともに、植込み内のビニール袋、空き缶のゴミ等も取り除き処分すること。

7) 除草にあたっては、樹木を傷めないこと。また、ゴミ等の処理も併せて行い即日処理をすること。

8) 剪定及び刈込みにあたっては、時期及び選定方法等、市の方針にそって監督員と十分協議し作業を行うこと。

9) 灌水にあたっては、時期、場所、樹木等を考慮し、給水車やホース等で所定の水量を効果的に灌水すること。

10) 清掃（落葉を含む）は、除草時の回数に含まれず、除草時以外の月に計画的に行うこと。

11) 市指定地への剪定枝搬入の実施時期については、事前に監督員と協議すること。

12) 草花苗は育成状態が良好なものを植栽すること（病害虫に侵されているもの、育成不良苗は除外し、健全苗に代えること）。また、その他の材料（肥料等）も良質なものを使用すること。

13) 地拵えにあたっては、古株、雑草等を根ごと掘り起こし、床土を耕運機やスコップ等で20～30 cm耕起してよく反転すること。その時、大きな石やゴミ等は取り除くこと。

14) 植付けにあたっては、利用者の少ない時期、時間を選定し速やかに植付けること。また、苗が健全に育つように、根の張り具合等（苗の育成状態）を考慮して適切な植え方をするように配慮すること。植付けが完了したら全体の灌水を行い、その際、葉に土はねによる汚れがないように十分に配慮すること。灌水後、苗が浮き出るなど植え方が不十分なものは必ず植え直しを行うこと。

15) 植付け時期については、以下を標準とし、植付け日を事前に連

絡すること。

夏花壇	5月上旬から6月中旬
秋花壇	9月上旬から9月下旬
冬花壇	11月下旬から12月上旬
春花壇	2月下旬から3月上旬

16) 施肥については、設計図書に従って実施すること。

17) 灌水については、土壌、植付け密度、気象条件、草花の種類等により灌水量が異なるため、草花の生育状況をよく観察し適切に実施すること。

18) 補植については植付け後、いたずら、生育不良等で欠落した場合速やかに行うこと。

19) 巡回管理については、草花の健全な生育および対象地の美観を保つために定期的に巡回し、除草、花殻摘み、枯葉やゴミ清掃、植え直し等の管理を行うこと。

20) 契約金額が5,000,000円以上の場合、受託者は既済部分について部分払いを請求することができる。金額については、既済部分の90%以内で契約金額の50%以内とする。